

46年目の正義

——日系アメリカ人事件の再審判決——

藤倉 皓 一 郎

I はじめに

太平洋戦争中に、アメリカ西海岸に住む約12万人の日系人が軍事防衛上の必要があるという名目で、強制的に移転させられ内陸部の収容所に入れられた。その中にはアメリカに生まれ、アメリカ国籍をもつ者もいた。当時、外出禁止、強制移住・収容などの対象となった日系アメリカ人の当事者から、こうした措置は合衆国憲法の保障する人権を侵害し違憲であるという訴訟がいくつか提起された。しかし、1943年、最高裁はこうした措置が軍事的に必要であったという軍部の判断を尊重して、合憲の判決¹を下した。

その後、年月の経過とともに、日系人に対する戦時の強制措置に対する批判と、それが誤りであったという認識が強くなった。連邦議会は1980年に「民間人移住・抑留にかんする委員会」を設置した。委員会は各地で公聴会を開き、強制移住・収容された日系人や当時の政府関係者

からの証言を取り、また当時の公文書、資料を調査して事実の確認に努めた。1983年には『拒否された個人の正義』と題する報告書²を公刊し、委員会の結論として、戦時の措置は軍事的必要よりも人種偏見によるものであったとの判断を示した。そして戦時措置のもとで不当な取り扱いを受けた当事者に対して、(1)国として重大な正義に反する行為があったことを認めて陳謝すること、さらに(2)強制移住・収容された日系アメリカ人の生存者6万人に1人当たり20,000ドルの補償金を支払うことを勧告した。

この報告書がきっかけとなって、戦時の退去・収容命令あるいは外出禁止令に違反して有罪判決を受けた当事者から、有罪判決の取り消しを求める再審請求³が起こされ、また戦時の措

1. *Hirabayashi v. United States*, 320 U.S. 81 (1943); *Yasui v. United States*, 320 U.S. 115 (1945) [いずれも外出禁止令合憲判決]; *Korematsu v. United States*, 323 U.S. 214 (1944) [退去命令合憲判決]; *Ex parte Endo*, 323 U.S. 283 (1944) [忠誠な市民の抑留違憲判決]。これらの事件判決は、いずれも釜田泰介教授によって同志社法学に訳出されている。「ヒラバヤシ対合衆国」『同志社法学』138号(1975)47; 「ヤスイ対合衆国」同142号(1976)167; 「コレマツ対合衆国」同139号(1976); 「エンドー事件」同140号(1976)79。なお最近の展開については、釜田「米国の憲法と政治・戦争と人権——日系アメリカ人事件の語るもの」『季刊・永世中立』47(昭和62年10月1日, 第157号)10を参照。

2. *Personal Justice Denied: Report of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians* (Washington, D. C.: U. S. Government Printing Office, 1983) [同訳書] 読売新聞外報部訳編『拒否された個人の正義——日系米人強制収容の記録』(三省堂, 1983)。なお日系アメリカ人事件に対する早い時期の、もっとも鋭い批判として、Eugene Rostow, “*The Japanese American Cases—A Disaster*” 54 *Yale L.J.* 489 (1945) [同論文訳] 藤倉皓一郎訳「日系アメリカ人事件」上・下『同志社法学』90号(1964)133; 91号(1965)199がある。

3. いずれも1983年に提訴され、その後、それぞれに判決が下された。*Korematsu v. United States*, 584 F. Supp. 1406 (N. D. Cal. 1984) [有罪判決取消。政府側控訴せず]; *Hirabayashi v. United States*, 627 F. Supp. 1449 (W. D. Wash. 1986) [外出禁止令違反による有罪のみ取消。原告、政府側ともに控訴]; *Yasui v. United States*, 772 F. 2d 1496 (9th Cir. 1986) [原告の請求が時期に遅れた正当事由を立証するよう原審差戻。その後、原告死亡により請求棄却]。コレマツの

置による被害の賠償請求訴訟⁴が提起された。これらの訴訟のうち、ヒラバヤシ事件については、1987年9月24日、原告の主張を認めて有罪判決を取り消す控訴審判決⁵が下された。この事件はなにを争点として審理されたのか。どのような理由によって戦時の有罪判決が覆され、原告の名誉が回復されたのか。また日系アメリカ人に太平洋戦争時に否定された正義が、40数年をへた現代のアメリカにおいて、どのようなかたちで求められ、実現されようとしているのか。こうした問題関心をもって、46年目のヒラバヤシ事件判決を中心に取り上げてみたい。

II ヒラバヤシ事件

1. 歴史的背景

1941年12月8日、日本軍は真珠湾を攻撃し、太平洋戦争が始まった。ローズヴェルト大統領は同日(アメリカでは12月7日)、日本、ドイツ、イタリアに対して宣戦を布告するとともに、陸軍長官と司法長官に敵性外国人の自由を制限する措置を策定し実施する権限をあたえた。政府部内では、憲法上、アメリカ国籍をもつ者に対しても同様の措置がとれるか、ことに西海岸に住む日系アメリカ人を移住・収容できるかが論議された。アメリカ憲法のもとでは、合衆国に生まれた者は、両親の国籍にかかわらず、「ア

メリカ国民」である。当時の司法省の見解は、政府の平時の権限ではアメリカ国民を強制移住・収容することはできず、それは軍部の判断に委ねられるべきである、としていた。そこでローズヴェルト大統領は、1942年2月19日、行政命令9066号を下し、陸軍長官あるいはその指名する者に軍事地域を指定し、すべての人をそこから退去させる権限を与えた。

スチムソン陸軍長官に指名されたジョン・L・デウィット西部防衛司令官は、1942年3月2日、西海岸の各州にわたって軍事地域を指定した。大統領は、3月21日、司令官の定める規制に違反する行為を犯罪として処罰する法律に署名した。行政命令と刑罰法規とにもとづいて、デウィット司令官は一定の敵性グループに対する外出禁止令と軍事地域からの退去命令を下した。1942年3月24日付の司令官布告は、「軍事上の必要から」すべてのドイツ系およびイタリア系外国人、ならびにアメリカ国民か外国人かを問わず、すべての日系人に対して、軍事地域内においては午後8時から午前6時までの外出を禁止した。また軍事地域から退去させるために定められた日時に定められた場所への出頭を命じた。

2. 事件の経緯

原告のゴードン・ヒラバヤシは、1918年、ワシントン州シアトル生まれの日系アメリカ人で、現在、アルバータ大学名誉教授で社会学者である。彼は1942年当時ワシントン大学の学生であったが、所定の期日に民間人管理センターに出頭せず、かわりにFBIに出頭して、外出禁止令を守っていないこと、また退去手続きのためセンターへ出頭する意思のないことを告げた。彼は退去命令違反と外出禁止令違反とを理由に起訴され、陪審審理により有罪、それぞれの罪科について各3カ月の拘禁刑ただし同時に執行するという判決を受けた。原告は、これらの命令は憲法上保障された国民の権利を侵害すると主張して、控訴さらに上告して争った。⁶

訴訟については、Eric K. Yamamoto, "Korematsu Revisited—Correcting Injustice of Extraordinary Government Excess and Lax Judicial Review: Time for a Better Accommodation of National Security Concerns and Civil Liberties" 26 Santa Clara L. Rev. 1 (1986) を参照。

4. Hohri v. United States, 186 F. Supp. 769 (D. D. C. 1984) [原告の請求棄却]。原告は19人の強制収容された日系アメリカ人あるいはその代理人である。原告は、戦時中に強制移住・抑留の対象となった約120,000人の日系市民、永住者、および、それらのなかですでに死亡した者の代理人のための集合訴訟にするため、裁判所にクラス認定を求めたが、原告の請求が棄却されたためこの点は未決定のままである。なお控訴審では原告の請求が一部認められた。後註18参照。

5. Hirabayashi v. United States, 828 F. 2d 591 (9th Cir. 1987)。

6. ヒラバヤシ氏本人が、当時の経験を語った資料として、藤倉・釜田「日系アメリカ人事件——ゴードン・ヒラバヤシ氏のインタビュー記録」『同

1943年6月21日、連邦最高裁は原告の主張を斥ける判決を下し、ヒラバヤシの有罪が確定した。最高裁は国民の憲法上の権利を制限する緊急非常事態が存在したという軍部の判断を尊重するとした。今回の再審請求では、最高裁のこの判断と論理が現在の時点から問いなおされることになったのである。

3. 1943年の最高裁審理における争点

当時、原告は弁論趣意書のなかで、次の2点を主張した。(1)日系人という人種分類にもとづいて原告の自由への制限を正当化できる緊急性はなかった。(2)外出禁止令および退去命令は人種偏見にもとづいて下された。真珠湾攻撃の直後には、日本軍による西海岸攻撃のおそれが考えられたとしても、これらの命令が下された時には、すでにその可能性のないことが明らかであった。日系人一般に対する外出禁止令あるいは日系人全般に対する退去命令を出す軍事的必要性は存在せず、また存在すると信じる理由もなかった、というのである。

政府を代理する司法省は、これらの措置が軍事的に必要であるという判断には合理的な理由があったと反論した。その宗教および教育を含む文化的特徴からみて、日系アメリカ人の中には忠誠でない者がいると考えられる。軍事的緊急事態においては、忠誠な者と不忠誠な者とを区別する時間的余裕はない。日系人という分類は人種偏見にもとづくものではなく、日系人というグループ全体の中に、知りえない数の、たやすく特定できないが国家に危害をもたらす人物がふくまれるという事実にもとづいている。危険人物を効果的に規制するためには、そのグループ全体に対して同時に規制措置をとる必要があった、というのである。

最高裁は政府側の主張を容れて、外出禁止令を合憲とした。⁷ 判決(1948年6月21日)は人種

志社アメリカ研究』14(1978)110を参照。同氏は自分の行動は良心的反戦者としての信念にもとづき、また無教会派の信者であった両親の影響を受けたと述べている。なお宮原安春「志の系譜・研成義塾の子孫たち、第四章アメリカの十字架①」『信濃毎日』1987年12月9日以降の連載を参照。

7. *Hirabayashi v. United States*, 320 U.S. 81 (1943)。

にもとづく分類は軍事的に必要な措置としてのみ正当化されるとしたが、日系人全部を一つの集団として扱わざるをえない緊急事態が存在したという軍部の判断を尊重する立場を取ったのである。

4. 1983年の原告による再審請求

1983年、ヒラバヤシは再審を請求した。1943年の最高裁審理の時期に陸軍省が重要な証拠を隠していたことを示す新しい文書が発見されたという理由である。⁸ こうした場合、有罪判決取消請求 *writ of coram nobis* が認められる。再審における主要事実は、新しく発見されたデウィット司令官の報告書である。⁹ 陸軍省の公式報告書 (*Final Report: Japanese Evacuation from the West Coast 1942*) は、1943年6月5日付になっているが、公表されたのは最高裁の判決後の翌年1月であった。その原本は陸軍省に宛てたデウィット報告書(1943年4月15日付)であり、公表されたものとは重要な点で違っている。デウィット報告書は、外出禁止令および退去命令の理由は軍事的緊急性ではなく、日系人の特性ゆえに忠誠な者と不忠誠な者とを区別するのが不可能であること、またすべての日系人は戦争終結まで強制排除・収容すべきである、と述べていた。ヒラバヤシ事件の最高裁審理への影響をおそれた陸軍省は、デウィット報告書に55カ所の修正を加えた。¹⁰ 上記

8. 情報公開法 *Freedom of Information Act* の手続によって、これまで未公開であった、事件に関係する多くの政府文書が明らかになった。先註3の訴訟を審理した裁判所は、これらの文書にもとづいて新しい事実を認定している。こうした認定事実は次の2点に要約できる。(1)当時、政府の各情報機関は、軍部、陸軍省、司法省高官に対して西海岸の日系人はグループとして、軍事保安上なんら危険はなく、全員を強制排除・抑留する必要はないと報告していた。(2)最高裁は「軍事上の必要」について、政府側の作為的な証拠隠しによって誤った判断に導かれた。先註3, *Yamamoto*, 2参照。

9. すべて破棄されたはずのデウィット報告書の1冊を「民間人移住・抑留にかんする委員会」の専門調査員 *Ms. Aiko Herzig-Yoshinaga* が国立公文書館で偶然に発見した。先註3, ヒラバヤシ事件, 627 F. Supp. at 1445-46。

10. 第一審は陸軍省がデウィット報告書を修正する過程を詳しく認定している。前註 at 1450-53。

のような記述はいずれも削除され、かわりに軍事的緊急性を強調する表現が挿入された。たとえば、「忠誠・不忠誠の者を区別する時間的余裕がないというのではない。確実な区別はそもそもできない。羊と山羊とを正確に区別するのは無理だという現実を直視するだけのことであり」は削除された。「敵軍の真珠湾不意打ちによって太平洋艦隊の主力は損傷され、西海岸は防衛艦隊の行動によっても十分に防ぎえない攻撃の危険にさらされていた。12万人を越える日系人が、高度に機密を要する多くの軍事施設のそばに居留している。かれらの忠誠は未知であり、時間がゆるがせにできない要因であった」が挿入された。¹¹

デウィット報告書冊子はすべて破棄された。最高裁審理において政府側を代理する司法省の担当官がヒラバヤシ事件の弁論準備書面をつくるため、陸軍省に報告書の送付を求めたが、数頁の写ししか得られなかった。¹²

このような証拠、証人の証言にもとづいて、第一審裁判所は次の点を認定した。(1)最高裁は軍事上の必要性があったという軍部の判断を尊重する立場をとったが、軍の責任者であるデウィット司令官は、そのような判断をしていなかった。(2)陸軍省は司令官が軍事上の必要性ありと判断したかのように報告書を修正した。(3)隠された報告書が審理時に提出されていたとすれば、最高裁の判断に実質的な影響があったといえる。このような認定に立って、第一審裁判所は、原告の退去命令違反に対する有罪判決を取り消したが、外出禁止令違反に対する有罪判決については原告の請求を認めなかった。外出禁止令と退去命令とでは個人の自由を制限する度合いが違うので、最高裁は両者を区別したであろうというのが、その理由である。原告、政府側はいずれも控訴した。

5. 控訴裁判所の判決¹³

控訴審における政府の主張は4点に要約され

11. 前註 at 1451-52.

12. *Hirabayashi v. United States*, 828 F. 2d at 599.

13. 828 F. 2d 591 (1987).

る。(1)第一審の事実認定には明らかな誤りがある。(2)原告の請求は懈怠の法理 *laches* によって排斥される。(3)ヒラバヤシは有罪判決によって現在も不利益を受けているわけではなく、実質的な事件性の要件を欠く。¹⁴ (4)実体審理に立ち入らず、連邦刑事訴訟法の条文¹⁵ にもとづいて有罪取消の手續を求めた、政府の申立を却下したのは、第一審裁判所の裁量の乱用である。

控訴裁判所は上記の主張について、それぞれ次のように判断した。

(1) 事実認定について。

西海岸からすべての日系人を排除する必要があると決定したのはデウィット司令官である。政府側はこの点を争うが、これが陸軍長官からの授権にもとづく軍司令官の決定であったことは証拠にてらして明白である。陸軍省の内部には司令官の決定の理由について異論があり、他の理由に変える意見があった。デウィット報告書は司令官の決定とその理由が軍事的必要性とは別のものであることを示していたからであり、それ故に陸軍省は報告書を隠したのである。

次に、1943年に最高裁が司令官の決定の本当の理由を知ったとすれば、判決は違っていたであろうか。違っていたとする第一審認定を政府側は争う。デウィット司令官が、すべての日系人を強制移住・収容したのは、忠誠・不忠誠を個人ごとに区別するのは不可能だという理由による。それが日系人の人種的・文化的特性であると考えたのである。こうした理由が公開されていたとすれば、当然、原告はそれが人種偏見であり、また個別審査による区別が可能であると反論できたはずである。さしたる手間をかけずに、大多数の日系アメリカ人——子供、女性、老人など——はアメリカに忠誠であり、国家保安上の危険はないと認定できたのである。こうした区別が可能かどうかは、軍事的判断ではなく、裁判所が判断できることである。最高裁が

14. 合衆国憲法第3編2節は、裁判所が裁判できるのは「事件あるいは争訟」 *case or controversy* を要件とすると定めている。裁判所は実体的な権利・利益の決定に関わりがない、仮定的判断あるいは勧告的意見を示すことはできない。

15. *Federal Rules of Criminal Procedure* 48 (a).

司令官の判断を尊重する必要はなかったのである。

ヒラバヤン事件の最高裁判決は、すべての日系人の早急な移住を必要とする事態があり、また忠誠・不忠誠を区別する十分な時間がないという軍事判断を尊重した。しかし司令官の命令は個人の人種偏見にもとづき、緊急事態が存在するという軍事判断ではなかった。これらの点については、政府側も争っていない。とすれば政府側の主張は、最高裁は当時、提出された証拠にもとづいて、デウィット司令官が人種偏見をもち、軍事的緊急事態があるとは判断していなかったことを知るべきであったということになる。さらに、陸軍省が証拠を隠さずに、司令官の命令の理由を正確に示していたとしても、最高裁はやはり同じ誤った判断を下したはずだということになる。¹⁶

当時の最高裁審理においては、デウィット司

16. ヒラバヤン事件の1年後、1944年に最高裁で審理・判決されたコレマツ事件においては、デウィット司令官の命令の理由がさらに追求された。口頭弁論において、政府側を代理する *Solicitor General Fahy* と *Justice Frankfurter* との間で次のような問答があった：

フランクファーター判事：かりに司令官が命令34号を下したとき、次のように言ったとする。

「私の判断では日本軍の行動からは防衛上の危険はなにもない。しかし戦争に名を借りて私の憎悪のおもむくままに日本人をこの地域から一掃する権限が私にある」。もし彼がこのようにはっきり露骨に言ったとする。これは彼の権限内であるとはいえない。

フェイ：そうはいえません。

フ判事：私の理解では、法律問題として、司令官の報告書は2年たってみて、まさにそうであったことを示していると主張されている。それが主張の法的意味であると私は理解するが。

フェイ：そのとおりです。そして報告書はそのようなことを全く示していません。

828 F. 2d at 600. ここで取り上げられている報告書は陸軍省が修正して公表したものである。もとのデウィット報告書の存在は陸軍省によって隠されており、司法省にも知らされていなかった。

修正された報告書の記述に不審を抱いた司法省の担当官が弁論趣意書に、その旨を示す脚註をくわえた。828 F. 2d 602 fn. 12, 13. コレマツ事件の判決では司令官の命令の真の理由につき疑念をもった *Murphy* と *Jackson* 両判事が鋭い反対意見を書いた。323 U. S. at 241, 245.

司令官の決定の理由が原告と政府側との主張を分ける決定的な争点であった。原告は「日本人が理論上」(アメリカ)市民であってもなんの変わりもない・・・ジャップはジャップである」という司令官の発言を引用した。政府側は、命令が緊急事態における判断であり、「憂慮された最大の危険は日本軍の侵攻であった」、また、当時の切迫した状況にあっては、個別の忠誠審査はできなかった、と主張した。¹⁷ こうした点を公知の事実として、最高裁に考慮するよう求めたのである。最高裁は政府側が1948年に事実として提示したことにもとづいて、ヒラバヤンの主張を斥けたのである。

1943年の日系人に対する排除命令の真の理由について、原告の主張を正しいとする証拠が隠されていたことを知らされていたとすれば、最高裁の判断に重要な影響を与えたであろうとする第一審の認定が誤りであるとはいえない。

(2) 再審の要件について。

原告による有罪判決取消請求を受理し、再審を認めるには次の要件が求められる。(a)通常の救済が得られない。(b)これまで有罪判決を争わなかったことにつき正当な理由がある。(c)有罪判決による実質的な不利益がある。(d)誤判がもっとも基本的といえる性質のものである。政府側はこのうち(b)と(c)について争う。すなわち原告の請求は懈怠の法理によって排斥されるべきである、さらに原告は事件性の要件を充たす実質的な不利益がない、と主張する。

懈怠の法理。政府側は、原告の主張する事実はここ数十年にわたって一般に公表されている資料にもとづいている、もしくは公表されていないとしても原告が注意を払えば、もっと前に発見すべき資料であると主張する。しかし、もっとも重要な資料であるデウィット司令官の報告書が発見されたのは最近のことである。さらに陸軍省の公式の報告書の正確性について疑いを抱いた、司法省の担当官の覚書が発見されたのも最近のことである。これらの資料をもっと早期に発見しなかったのは原告の懈怠であるとはいえない。こうした証拠資料が政府によっ

17. 828 F. 2d at 601.

て隠された事情を考慮して、他の控訴裁判所は日系人の損害賠償請求訴訟において、時効の成立を認めなかった。¹⁸ 本件は刑事の有罪判決の取消請求であり時効が成立することはない。

争訟の実体的利益。政府側は、原告は過去の有罪判決によって現在なんらの不利益を被っていないので、その請求は実体的争点を欠くという。しかし、本件については争訟の実体的利益が存在する。原告の有罪判決（軽罪 *misdemeanor*）を前科とする法域では原告は不利益を受ける。また原告が他の犯罪によって起訴されることがあれば、前科は量刑に影響する。軽罪といえども法的あるいは職業的責任にかかわる意味をもっている。しかもヒラバヤンの有罪判決は「通常の」軽罪ではない。その有罪判決は40数年にわたって論議的になっていった。人種を理由に有罪とされた合衆国市民はいつまでも癒えない苦痛を負わされたのである。

請求棄却の申立。政府側はヒラバヤンの有罪判決を取り消し、原告請求を棄却する申立をした。原告は有罪判決の理由の当否を争うのであり、事件の争点についての実体的判断を求めている。本件において政府側の申立にしたがって手続的・形式的に有罪判決を取り消すだけで、原告の請求を却けることは公共の利益に反すると第一審は判断した。この判断は裁判所の裁量を逸脱するものではない。

外出禁止令違反。第一審は原告の退去命令違反については有罪判決を取り消したが、外出禁止令違反についての有罪判決は取り消さなかった。しかし、これら二つを区別する理由はない。ヒラバヤンは二つの違反について同時に起訴され、併合して審理され、判決された。退去命令と外出禁止令はいずれも軍事的に必要であったというのが政府の主張であるから、その主張に正当な理由がないと判断される以上、二つの有罪判決を区別したのは誤りである。ヒラバヤンの請求どおり二つの有罪判決を取り消すよう指示し、事件を原審に差し戻す。

こうして有罪判決を受けてから46年目にラヒ

18. *Hohri v. United States*, 782 F. 2d 227 (D.C. Cir. 1986).

バヤン氏の名誉が回復された。

III むすびにかえて

名誉回復の訴訟と並んで、損害賠償請求訴訟も進行している。そこでは、損害賠償請求の法的根拠はなにか、40数年が経過して請求権は時効によって消滅したのではないか、政府側に重要な証拠隠しがあったとすれば時効は中断されるか、などが争点となっている。訴訟はすでに最高裁によって取り上げられたが、裁判管轄の点についての判断が示されただけで、事件は連邦巡回区控訴裁判所の審理に回された。この訴訟はまだ進行中であり、いずれ最高裁の判断が下されよう。ここでは、これまでの経過をまとめて、本稿のむすびにかえたい。

1983年、戦時中に強制収容された当事者が合衆国政府に対して損害賠償を請求する訴訟を提起した。原告は政府の行為が憲法違反、不法行為、契約違反、受託者義務違反にあたりと主張し、戦時の措置による有形・無形の損害に対する金銭賠償および政府による違法行為の確認判決を求めた。政府側は原告の請求権は時効により消滅、主権免責、アメリカ-日本人移住請求法により補償済み、などの理由をあげて、原告請求を却下するよう求めた。第一審判決¹⁹は政府側の主張を認め、原告の請求を却下した。

控訴裁判所は原告の請求を一部認める判決²⁰を下した。すなわち(1)強制収容の軍事的必要がなかった事実を政府は隠したという原告主張に理由があるので、財産収用に対して正当な補償を求める請求権については時効の中断が認められる。(2)契約違反による請求権については時効の成立を認める。(3)不法行為に対する請求権は、連邦不法行為請求法の定める要件に合わないのので認められない。

政府側は最高裁の審理を請求。最高裁は1987年6月1日、実体的争点については判断せず、

19. *Hohri v. United States*, 586 F. Supp. 769 (D. D. C. 1984).

20. 先註18参照。なおこの控訴審において政府側は全員法廷による再審理 *rehearing en banc* を求めたが却下された。793 F. 2d 304 (D. C. Cir. 1986).

裁判管轄の違いを理由に事件を差し戻した。²¹

この判決によって、合衆国政府に対する原告の損害賠償請求は、連邦控訴裁判所ではなく、連邦巡回区控訴裁判所によって審理されることになった。しかし、原告の請求については、後者の控訴裁判所の審理を経て、いずれ実体的争点に対する最高裁判所の判断がふたたび求められることになろう。その結末が注目されるところである。

21. *United States v. Hohri*, 55 U.S. LW 4716 (6-2-1987). その口頭弁論については、55 U.S. 3739-40 (5-5-1987) を参照。